

(4) 随意契約の公表事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
<p>環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課</p>	<p>一定規模以上の随意契約は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて府が策定した「大阪府随意契約ガイドライン」に基づき、相手方の選定理由等を公表する必要があるにもかかわらず、以下の委託事業は予定価格が100万円を超え公表の必要があるにもかかわらず、公表がなされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="507 716 1457 1289"> <thead> <tr> <th>委託事業名</th> <th>委託先</th> <th>委託金額</th> <th>予定価格</th> <th>随意契約理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林計画データ修正業務</td> <td>A社</td> <td>2,160,000円</td> <td>2,329,560円</td> <td>本業務のデータ修正にあたって使用される森林区域データや森林簿データの作成者がA社であるため。</td> </tr> <tr> <td>大阪府の森林保全及び都市緑化の推進に関するプラットフォーム形成支援業務</td> <td>B社</td> <td>972,000円</td> <td>1,003,320円</td> <td>府民文化部が実施しているプラットフォーム形成支援事業の指定管理者との契約が必要であるため。</td> </tr> </tbody> </table>	委託事業名	委託先	委託金額	予定価格	随意契約理由	森林計画データ修正業務	A社	2,160,000円	2,329,560円	本業務のデータ修正にあたって使用される森林区域データや森林簿データの作成者がA社であるため。	大阪府の森林保全及び都市緑化の推進に関するプラットフォーム形成支援業務	B社	972,000円	1,003,320円	府民文化部が実施しているプラットフォーム形成支援事業の指定管理者との契約が必要であるため。	<p>随意契約を選択することとした場合は、府民の信頼を確保し、契約事務の公平性及び透明性を保持する観点から、「大阪府随意契約ガイドライン」に沿って公表が必要な契約は、随意契約の相手方を選定した理由などの必要事項を公表されたい。</p> <p>【大阪府随意契約ガイドライン】</p> <p>8 公表</p> <p>随意契約を締結したときは、次の各号により公表するものとする。このため、発注機関の長は、随意契約を採用した理由及び契約相手方を選定した理由を明確に整理、記録しなければならない。</p> <p>【建設工事】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>【物品・委託役務関係業務】</p> <p>【測量・建設コンサルタント等業務】</p> <p>(3) 公表の対象</p> <p>予定価格が100万円を超える委託役務契約（測量・建設コンサルタント等業務委託を含む。物品の賃借については80万円を超えるもの）及び予定価格が160万円を超える物品の購入契約</p> <p>(4) 公表の内容</p> <p>1 案件の名称 2 契約締結日、契約期間 3 相手方の商号又は氏名 4 契約金額 5 随意契約の相手方を選定した理由 6 発注機関連絡先 (以下略)</p>	<p>当該事業については、公表済みの「平成26年度随意契約情報（委託料）環境農林水産部」を修正し、公表した。</p> <p>今後は、公表資料作成に当たり、財務会計システムの支出状況検索を行い、出力されたデータを紙に打ち出し、「契約公表チェック表」を用いて、複数名で内容を確認することにより、公表漏れが発生しないよう、再発防止の措置を講じた。</p>
委託事業名	委託先	委託金額	予定価格	随意契約理由														
森林計画データ修正業務	A社	2,160,000円	2,329,560円	本業務のデータ修正にあたって使用される森林区域データや森林簿データの作成者がA社であるため。														
大阪府の森林保全及び都市緑化の推進に関するプラットフォーム形成支援業務	B社	972,000円	1,003,320円	府民文化部が実施しているプラットフォーム形成支援事業の指定管理者との契約が必要であるため。														

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月19日から同年7月10日まで）